

平成 2 9 年度

志木市立志木第三小学校

いじめの防止基本方針

平成 2 6 年 4 月策定

平成 2 8 年 4 月改訂

目 次

はじめに	1
第1 いじめの未然防止のための取組	2
第2 いじめの早期発見への取組	3
第3 いじめの早期解決への取組	4
第4 いじめの問題に向けての校内組織	5
第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	6
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	7

〇はじめに

志木市立志木第三学校（以下：本校）は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となり、全校児童が「安心・安全で明るく楽しく学校生活を送れる」ように効果的に推進するために策定したものである。

「いじめの防止基本方針」策定にあたって

- ・平成 25 年 10 月の国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「学校いじめ防止基本方針」策定 Q & A（暫定版）の P a r t 5 : の①策定前の準備から④「学校基本方針」までと「埼玉県いじめの防止基本方針」及び「志木市いじめの防止基本方針」を参考にする。
- ・本校で設定したいじめ防止の取組を定期的に評価し、体系的・組織的な取組が実施しやすいように具体的な見直しを実施する。
- ・全教職員が、自分自身がどのような成果を上げればよいか分かるように具体的な方法を明記する。
- ・生徒指導体制や各教科をはじめとする各分掌の年間計画に基づき、具体的な実施計画・実施体制を定める。
- ・年間の取組を P D C A サイクルにより検証し、見直す。

第1 いじめの未然防止のための取組

(1) 授業研究を通して教員一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図る。さらに、児童が活躍できる授業への改善を図り、達成感を味わわせることにより自尊感情を育む。以上のことから、本校では、以下の3点について取り組む。

①道徳の研修に取り組み、人とのかかわり合いに重点をおいた授業研究の実施

- ・低・中・高学年のブロックに分かれ、全学年が授業を見合える体制づくりを行う。
- ・若手教員のための指導案作りの研修や授業展開の工夫についての研究を行う。

②3つの専門部（授業研究・調査研究・環境整備）に分かれ、人との関わりのためのコミュニケーション能力向上のための発問の工夫や掲示物の作成の実施

- ・授業研究部では授業の基本的な在り方の研究を行う。
- ・調査研究部では児童アンケートをもとに、児童の人との関わりについての実態を把握し、結果のまとめや考察を行う。
- ・環境整備部では校内の言語環境の整備と道徳教室として活用するための整備を行う。

(2) 本校は、全教職員が、いじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識の下、生徒指導委員会、運営委員会、PTA活動で以下の取組を計画的に実施し、評価・改善を行っていく。

①一人一人の児童に全教職員が関わり合える体制づくりの実施

- ・毎月開催される生徒指導委員会には各学年の代表者1名が必ず参加し、配慮が必要である児童の報告をする。
- ・毎月の職員会議や運営委員会においてもいじめ対策委員会で出された状況の中で特に必要であると考えられる状況や児童について報告をする。

②PTAの活動や児童の自助共助の取組の積極的な支援

- ・各学年ともに朝のあいさつ運動に取り組み、児童相互の関わり合いの機会も増やしていく。
- ・PTAの校外指導部ともに行うパトロール活動や交通安全指導を行う。
- ・教職員と保護者相互の協力のもとで夏祭り、納涼大会、餅つき大会を実施する。

第2 いじめの早期発見への取組

(1) 本校では、「安心・安全で明るく楽しい学校づくり」の理念に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全教職員が以下の取組を実践していく。

- ①生徒指導委員会における「児童対象いじめアンケート調査」の年3回（6月、11月、2月）の実施
- ②評価委員会における、「保護者対象の学校生活に関するアンケート調査」を年1回の実施
- ③特別活動における「たてわり活動」の実施
 - ・全教職員がすべてのグループに入り、1～6年生までの児童を指導・支援する。
 - ・6年生のリーダーを中心に校庭・教室等で遊びを考える。
 - ・毎学期、たてわり給食を実施し、全児童が全学年と関われる機会を多くつくる。

(2) 本校では、児童のささいな変化に気付き、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全教職員が以下の取組を実践する。

- ①全教職員による見回り運動と交通安全指導の実施
 - ・安全部の計画の下、毎学期に教職員で分担し、朝の見回りを実施する。
 - ・学校警察連絡協議会との連携を図り、地域行事での見回りを実施し、非行防止に努める。
- ②全教職員が担当地域を受け持ち、通学班会議の指導や登下校の指導の実施
 - ・各担当教諭の指導の下に児童が良好な人間関係を育めるように通学班編成を保護者と協力し、行う。
 - ・交通指導員とともに登下校の安全指導を実施し、児童の登下校についての情報交換を行う。
- ③教育相談部会及びいじめ対策委員会の開催
 - ・生徒指導委員会が出された各クラスや学年で出された諸問題を教育相談部会で話し合い、場合によってはいじめ対策委員会を開催し、いじめの早期発見につなげる。
 - ・「志木っ子サポートシート」を作成し、要配慮の児童に対して、毎月の教育相談部会で報告し、状況に問題があれば話し合う。

第3 いじめの早期解決への取組

- (1) 本校では、「安心・安全で明るく楽しい学校づくり」の理念に基づき、児童が安心して学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、全教職員が以下の取組を実践していく。
- ①いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
 - ②いじめ対策委員会が中心となり、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ③本校では、教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
 - ④本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。
- (2) 本校は、全教職員が、児童のささいな変化に気付き、生徒の現状を全教職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全教職員が以下の取組を実践する。
- ①生徒指導委員会は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全教職員の資質向上に努める。
 - ②年11回、全教職員で問題を抱えている児童について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。
 - ③スクールカウンセラーの活用やサポートセンターや教育支援コーディネーターとの協力により、児童・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。
 - ④各担任はいじめ問題を発見した場合、速やかに管理職及び生徒指導主任に報告し、管理職の指導の下に当該児童の保護者に報告し、問題解決に努める。

第4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ対策委員会を設置する。

(1) 構成員

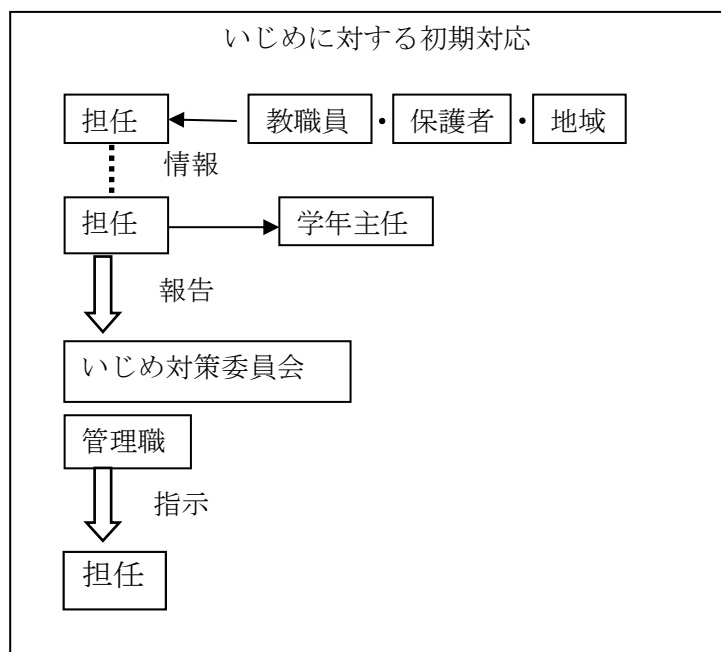
- ・この会議の構成員には、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター等の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任や専科教員の参加を可能とするなど柔軟な組織とする。
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

(2) 活動内容

- ・いじめ問題が発見された場合には速やかに委員会を開催し、いじめの初期対応(下記参照)に即し、それまでに学級担任は詳細に情報収集を行い、報告する。
- ・学校長のリーダーシップの下、学級担任の報告を受け、問題の根本的な解決のための方策を委員会で話し合う
- ・当該児童の家庭及び地域、関係機関との密接な連携を図り、個人情報漏洩と児童の人権には十分に配慮し、相談にあたる。
- ・問題解決後も経過を見守り、全教職員で状況を把握できるよう、毎月の委員会でもその後の様子を学級担任が報告する。

(3) 開催

- ・年11回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

本校では、この重大事態を全教職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、児童及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

「重大事態」（下記参照）を全職員が理解し、「第4 いじめ問題に向けての校内組織」における組織において調査を実施する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- (1) 生徒指導委員会では、重大事態が二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座実施する。
- (2) いじめ対策委員会では、いじめの被害児童を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申し立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、「安心・安全で明るく楽しい学校づくり」の理念に基づき、児童のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- (1) 学級活動の時間を活用して、ネット問題について児童向けの指導を実施する。
- (2) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を携帯電話会社に依頼し、実施する。
- (3) 教職員対象の SNS の取り扱いを中心とした情報モラルに関する研修会を実施する。